

2. 基本目標

2-1. 基本理念

稚内市住宅マスタープラン（改訂版）は、住宅マスタープラン（平成9年度）を引き継ぎ、稚内市に住み続けることのできる環境づくりのために必要な施策を、公共、民間の適切な協力体制のもと、総合的に推進することを目指すものです。

その理念は、以下に示すとおりです。

高齢者になっても安心して暮らせる快適な住環境の整備

快適な生活環境の整備～快適な生活を支える環境づくりを目指して～

2-2. 基本目標

基本目標は、住宅マスタープラン（平成9年度）の内容を引き継ぐものとし、以下のとおりとします。

■ 基本目標 1

稚内ならではのゆとりがあり、多様な選択肢からライフサイクルやライフスタイルにあった適切な住宅の選択が可能な住環境の形成

（住宅施策の基本方向）

- ・地域特性や需要にあわせたバランスのとれた公共賃貸住宅の再生
- ・稚内のライフサイクルやライフスタイルに対応した持ち家取得、民間賃貸住宅建設の支援

■ 基本目標 2

暖かいふれあいのコミュニティを支えるまちづくりと、安全快適な設備の整ったいえづくり

（住宅施策の基本方向）

- ・安全・安心な住まいづくり
- ・高齢者、障害者にやさしい住まいづくり

■ 基本目標 3

豊かな自然環境や歴史を活かした魅力ある住宅地づくり

（住宅施策の基本方向）

- ・稚内の地域特性を活かした住環境の形成

2-3. 基本フレーム

(1) 人口、世帯数の設定

稚内市の将来的な住宅需要を設定するため、計画期間の人口、世帯数は、以下のとおりとします。

表1 人口、世帯の設定

区分	実績値*				設定値	
	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 27	平成 37
a.人口	48,232	45,754	43,774	41,595	37,700	34,200
b.世帯数	17,202	17,638	17,964	17,818	17,400	16,700
c.世帯人員	2.80	2.59	2.44	2.33	2.17	2.05

(2) 住宅に住む世帯数の設定

住宅に住む世帯数は、近年の世帯数の動向等を勘案し、以下のとおりとします。

表2 住宅に住む世帯数の設定

区分	実績値*				設定値	
	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 27	平成 37
a.世帯数	17,202	17,638	17,964	17,818	17,400	16,700
b.住宅に住む世帯数	16,574	17,092	17,581	17,500	17,000	16,400
持ち家	9,000	9,416	9,662	9,740	9,510	9,200
借家	7,264	7,303	7,442	7,570	7,300	7,020
間借り	310	373	477	190	190	180

*実績値は国勢調査。ただし「住宅に住む世帯数」平成 17 年値は、平成 18 年 1 月現在調査が公表されていないことから、設定値とした。